

第2-20図 スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー



(出典) 文部科学省資料

平成30 (2018) 年度には、

○ スクールカウンセラーの配置拡充

- ・スクールカウンセラーの配置の増 (26,000校→26,700校)

【公立小学校】

- ・通常配置 (9,500校) に加え、小中連携型配置の拡充 (6,400校→7,200校) による公立小中学校の相談体制の連携促進。

【公立中学校】

- ・通常配置 (6,200校) に加え、小中連携型配置の拡充 (3,200校→3,600校) による公立小中学校の相談体制の連携促進。
- ・生徒指導上、大きな課題を抱える公立中学校等においてスクールカウンセラーによる週5日相談体制 (200校) を実施。

- ・貧困・虐待対策のための重点加配 (1,000校)

- ・教育支援センター (適応指導教室) の機能強化等、不登校支援のための配置 (250か所)

○ スクールソーシャルワーカーの配置拡充

- ・福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーを必要な全ての学校で活用できるよう配置を拡充 (5,047人→7,547人)

- ・小中学校のための配置 (5,000人→7,500人)

- ・高等学校のための配置 (47人)

- ・貧困・虐待対策のための重点加配 (1,000人)

- ・スーパーバイザー (47人) の配置

を図ることとしている。また、教職員を対象とした研修会などを行っている。

(4) 地域における相談体制の充実 (厚生労働省、消費者庁)

厚生労働省は、地域における相談や医療機関での対応の充実のため、以下の取組を行っている。

- ・身近な場所に子育て中の親や子が気軽に集まって相談・交流ができる「地域子育て支援拠点」の設置の推進や、子供やその保護者、妊娠している人が地域子育て支援拠点等の身近な場所で教育・保育・保健その他の子育て支援事業を適切に選択し円滑に利用できるよう、情報収集と提供、必要に応じた相談・助言などを行うとともに、関係機関との連絡調整などを行う「利用者支援事業」を推

進

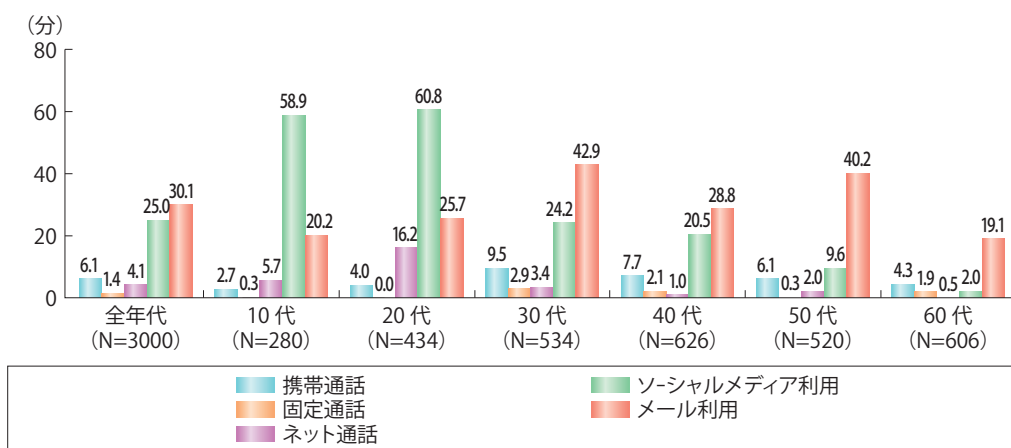
- ・不登校やひきこもり、摂食障害、性の逸脱行為、薬物乱用といった学童期や思春期に多くみられる心の問題に対応するため、精神保健福祉センターや保健所、児童相談所における、医師、保健師、精神保健福祉士による相談を推進
- ・性に関する健全な意識をかん養し正しい理解の普及を図るため、価値観を共有する同世代の仲間による相談・教育活動（「ピア・カウンセリング」と「ピア・エデュケーション」）の普及促進
- ・障害のある子供に関しては、平成24（2012）年4月に創設した障害児相談支援を平成27（2015）年4月から障害児通所支援を利用する全ての保護者に原則として実施
- ・平成30（2018）年度の報酬改定において、医療的ケアを要する児童に対してより専門的な相談支援を実施できる体制を整備する相談支援事業所に対しての加算や障害児支援利用計画を作成する際に病院や教育機関等と連携した場合に評価する加算等を創設
- ・様々な子供の心の問題や、被虐待児の心のケア、発達障害等に対応するため、都道府県及び指定都市における拠点病院を中核とし、各医療機関や保健福祉機関と連携した支援体制の構築を図る「子どもの心の診療ネットワーク事業」を実施

消費者庁では、全国どこからでも身近な消費生活相談窓口を案内する消費者ホットラインについて、平成27年7月1日から、3桁の電話番号「188」番の運用を開始し、同ホットラインについて、消費者庁ウェブサイトへの掲載、啓発チラシの作成・配布、各種会議を通じて周知を行っている。

## COLUMN No.2

### SNSを活用した悩み相談

子供・若者のコミュニケーション手段は時代と共に変化している。「平成28年情報通信メディアの利用時間と情報行動に関する調査（総務省情報通信政策研究所）」によれば、10代の子供・若者のコミュニケーション系メディアの平均利用時間（平日）は、携帯通話が2.7分、固定通話が0.3分、ネット通話が5.7分、ソーシャルメディア利用が58.9分、メール利用が20.2分であり、SNSを中心とするソーシャルメディアが主要なコミュニケーション手段となっている。



(出典) 総務省情報通信政策研究所「平成28年情報通信メディアの利用時間と情報行動に関する調査」

ここでは、SNSを活用した悩み相談を実施した長野県の取組を紹介する。

長野県においては、平成29（2017）年9月10日から23日までの2週間、県内の中高

生等を対象に、LINEを利用したいじめ・自殺相談が試行的に実施された。期間中、1,579件のアクセスがあり、相談につながったのは、547件であった。

学校生活相談センターが実施する電話による子供からの相談件数が、平成28(2016)年度の1年間で259件であったことと比較すると、SNSによる相談件数がいかに多かっただかがわかる。

相談内容をみると、電話による相談に比べて多岐にわたっており、いじめや不登校に関する相談が少ない一方で、学業や恋愛の悩みなどが多いという特徴があった。

子供が普段から親しんでいるコミュニケーション手段の活用により、一人で悩む子供に潜在した「相談したい気持ち」を発掘できたり、子供の悩みを解決可能な早い段階で解消に導き、深刻な事態に陥ることを回避できたりするなどの成果があったと評価されている。

長野県では、気軽に相談できる効果が大きいとみて、SNSによる相談業務の本格導入に向けて更に研究が進められている。

いじめや不登校など、様々な悩みを抱える子供に対する相談体制の拡充は、悩みを抱える子供に相談方法の多様な選択肢を用意するとともに、子供にとって親しみのあるコミュニケーション手段を利用することで、関係機関と早期につながり問題の深刻化の未然防止に役立つ可能性が期待される。子供が用いるコミュニケーション手段においてはSNSが圧倒的な割合を占めるようになっており、音声通話やメールのみならず、SNSを活用した相談体制の構築が、強く求められているといえよう。



(相談対応の様子)

### (5) いじめ防止対策等

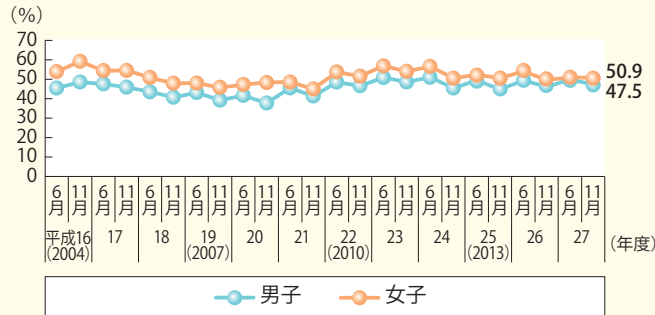
いじめは、いじめを受けた子供の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長と人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命や身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。文部科学省国立教育政策研究所の調査では、半年毎に小学4年生～中学3年生に対していじめの被害経験について聞いている。それによると、男女ともに小学生の約半数が、半年の間に「仲間はずれ・無視・陰口」の被害を経験している。また、小学4年生が中学3年生になるまでの6年間で「仲間はずれ・無視・陰口」を経験しなかった(0回)児童生徒は被害も加害も9.6%にとどまることから、ほとんどの子供が被害も加害も経験していると考えられる(第2-21図)。

いじめの防止のための対策は、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることや、全ての子供がいじめを行わず、また、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの問題に関する子供の理解を深めることを旨として行われなければならない。また、いじめを受けた子供の生命と心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭などの関係者が連携する必要がある。

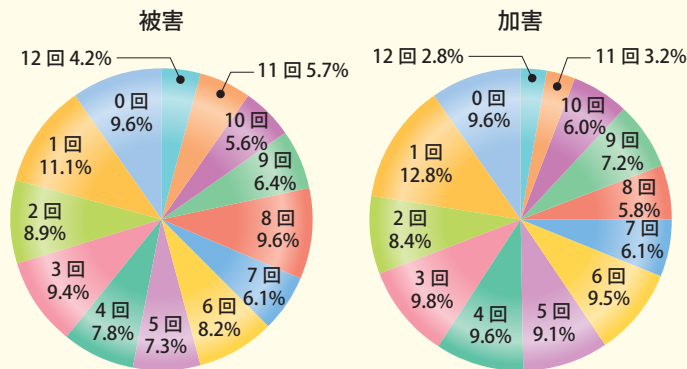
第2-21図 いじめの被害経験実態

◆小学校における被害経験率は、おおむね40～60%で推移している。

(1) 小学校における被害経験率の推移



(2) 平成22年度の小学4年生が中学3年生になるまでの6年間 12回分の「仲間はずれ・無視・陰口」の経験回数



(出典) 文部科学省国立教育政策研究所 (2016) 「いじめ追跡調査2013-2015」

(注) 1. 調査の概要は以下のとおり。

目的：匿名性を維持しつつ個人を特定できる形で小学校から中学校にかけて追跡

方法：子供自らが回答する自記式質問紙調査

対象：サンプル地点として抽出された中学校区の小学校4年生から中学校3年生までの全ての子供 (1学年当たり約800名)

時期：各年度の6月末と11月末の2回

2. 新学期から3カ月弱の間に「仲間はずれにされたり、無視されたり、陰で悪口を言われたりした」体験についての回答をグラフ化。「週1回以上」、「月に2～3回」、「今までに1～2回」の回答割合の集計値。

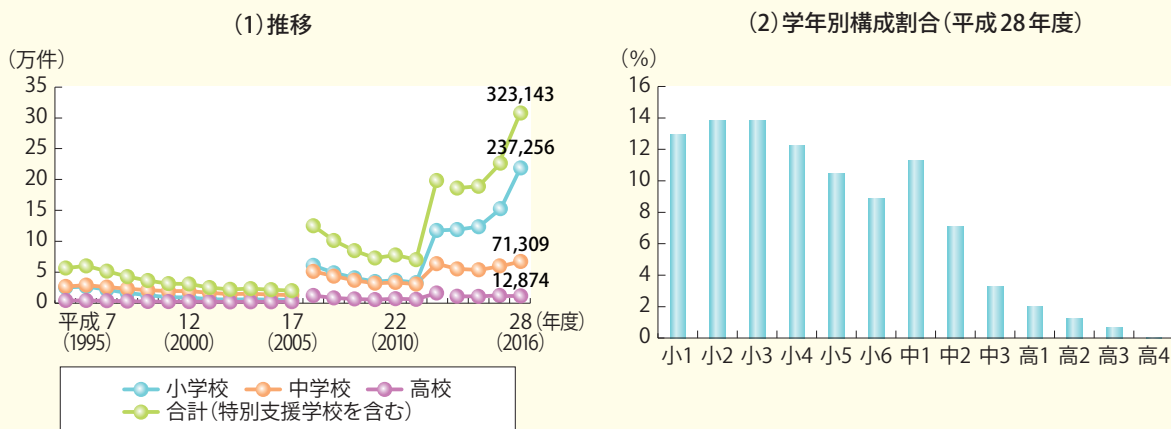
平成25 (2013) 年6月には、第183回通常国会において、「いじめ防止対策推進法」(平25法71) が成立した。同法の成立を受け、文部科学省では同年10月、「いじめの防止等に関する基本的な方針」を策定した。「いじめの防止等のための普及啓発協議会」や、教員を対象とした「いじめの問題に関する指導者養成研修」を開催するなど、同法や方針の周知に取り組んでいる。また、平成28 (2016) 年には、いじめ防止対策推進法が施行後3年を経過し、文部科学省が設置している「いじめ防止対策協議会」において、法の施行状況について検証を行った。同協議会から提言された「いじめ防止対策推進法の施行状況に関する議論のとりまとめ」(平成28年11月2日)を踏まえ、文部科学省では平成29 (2017) 年、「いじめの防止等に関する基本的な方針」の改定及び、重大事態のガイドラインの新たな策定を行った。

平成28年度、全国の国公立の小・中・高等学校及び特別支援学校におけるいじめの認知件数は、約32万3,000件であり、依然として相当数に上っている(第2-22図)。一方で、警察が取り扱ったいじめに起因する事件の検挙・補導人員は、ここ最近減少傾向にある(第2-23図)。



第2-22図 いじめの認知（発生）件数

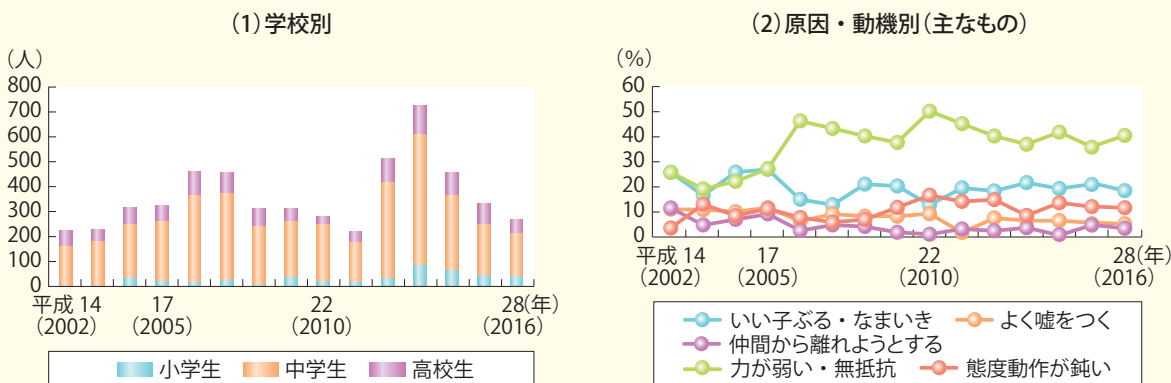
◆平成28年度の学校におけるいじめの認知件数は、約32万3,000件。学年別で見ると、小学2年生及び3年生において件数が多い。



(出典) 文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」  
 (注) 1. いじめの定義：「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。  
 2. 平成18年度に調査方法などを改めている。平成17年度までは発生件数、平成18年度からは認知件数。  
 3. 平成25年度からは、高等学校に通信制課程を含める。  
 4. 小学校には義務教育学校前期課程、中学校には義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程、高等学校には中等教育学校後期課程を含む。  
 5. (2)のグラフは、学年別いじめの認知件数から作成（特別支援学校を除く）。全学年のグラフの合計は100%となる。  
 6. 特別支援学校のみは省略。  
 7. 「高4」には、高等学校定時制課程等の4年生以上、または単位制の入学年度を1年次として、4年次以上を計上。

第2-23図 いじめに起因する事件の検挙・補導

◆警察が取り扱ったいじめに起因する事件の検挙・補導人員は、小・中・高等学校全てにおいて、ここ3年減少している。  
 ◆いじめの主な原因・動機については、「力が弱い・無抵抗」が高く、約4割を占めている。



(出典) 警察庁「少年の補導及び保護の概況」  
 (注) 1. ここでいう「いじめに起因する事件」とは、都道府県警察で小学生、中学生、高校生の犯罪（触法行為を含む。）を検挙、補導した事件のうち、「単独又は複数で、単数又は複数の特定人に対し、身体に対する物理的攻撃又は言動による脅し、いやがらせ、無視等の心理的圧迫を一方向的に加えることにより苦痛を与えること」による事件（暴走族等非行集団間における対立抗争に起因する事件を除く。平成24年以前においては物理的攻撃又は心理的圧迫が反復継続しているものに限る。）を「いじめによる事件」、また、その仕返しによる事件を「いじめの仕返しによる事件」とし、この両者を含めたものをいう。  
 2. 原因・動機別は複数回答。いじめの仕返しによる事件の原因・動機は、平成20年以降、各原因・動機に計上。

ア いじめ防止対策の総合的な推進（警察庁、文部科学省）

文部科学省は、これまでも各種通知などにおいて、都道府県・指定都市教育委員会や学校などに対し、いじめの早期発見・早期対応、いじめを許さない学校づくり、教育委員会による支援、全ての学校でのいじめに関する「アンケート調査」の実施、いじめが生じた際には問題を隠さず学校・教育委員会と家庭・地域が連携して対処していくべきこと、問題行動に対しては懲戒・出席停止を含め毅然

とした対応をとることなどを求めてきた。実際、文部科学省の調査によると、いじめは、多くがアンケート調査など学校の取組がきっかけで発見につながっている（第2-24図）。

平成30（2018）年度には、引き続き、いじめの問題をはじめとする生徒指導上の諸課題に対する以下の取組を総合的に推進する。

- ・幅広い外部専門家を活用していじめの問題などの解決に向けて調整、支援する取組の促進

- 第三者的立場から調整・解決する取組（平成30年度67地域）
- 外部専門家を活用して学校を支援する取組（平成30年度67地域）
- 学校ネットパトロールへの支援（平成30年度10地域（継続））

- ・未然防止

- 道徳教育地域支援事業：社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな人間性を育む道徳教育を推進
- 対話・創作・表現活動などを通じた子供の思考力、人間関係形成能力の育成
- 子供の健全育成のための体験活動の推進：小・中・高校などの農山漁村などでの体験活動の取組を支援（平成30年度322校（継続））

- ・早期発見・早期対応

（第2章第2節2（3）「学校における相談体制の充実」を参照）

- ・教職員定数の加配措置・教員研修の充実

- 教職員定数について、平成30年度は、いじめ・不登校などの教育上特別な配慮を必要とする児童生徒への対応のため、7,813人の加配定数を措置
- 教員研修センターによるいじめの問題に関する指導者養成研修の実施

- ・いじめの未然防止、早期発見・早期対応、事後支援を行うなど、いじめ問題などへの対応に関する実践的な取組の調査研究を実施

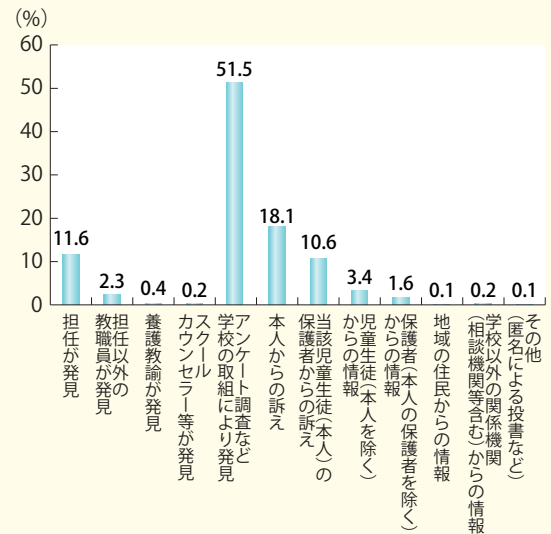
加えて、インターネットや携帯電話を利用したいじめ（インターネット上のいじめ）に対応するため、子供や保護者向けの啓発用リーフレットを、教育委員会などへ配布している。

また、「いじめ防止対策推進法」に基づく取組状況の把握と検証を行うとともに、いじめの問題を含めた生徒指導上の諸課題に関して、より実効的な対策を講じるため、平成26（2014）年度より「いじめ防止対策協議会」を開催している。さらに、いじめの問題に主体的に取り組むリーダーとなる児童生徒を育成するとともに、全国各地での多様な取組の実施を一層推進するため、平成30年1月には「全国いじめ問題子供サミット」を開催した。

警察は、少年相談活動やスクールサポーターの学校への訪問活動などにより、いじめの早期把握に努めるとともに、把握したいじめの重大性や緊急性、被害を受けた子供やその保護者などの意向、学校などの対応状況などを踏まえ、学校などと緊密に連携しながら、的確な対応を推進している。警察庁は、「いじめ防止対策推進法」の施行に伴い、都道府県警察に対し平成25（2013）年9月に発出

第2-24図 いじめの発見のきっかけ（平成28年度）

- ◆学校におけるいじめの認知件数のうち、半数以上が、アンケート調査などの学校の取組がきっかけで発見につながっている。



（出典）文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

（注）パーセンテージは、総認知件数における構成比。